

平成 27 年 第 2 回 東彼杵町議会臨時会会議録

平成 27 年第 2 回東彼杵町議会臨時会は、平成 27 年 5 月 27 日日本町役場議場に召集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 口木 俊二 君	2 番 吉永 秀俊 君
3 番 岡田 伊一郎君	4 番 前田 修一 君
5 番 橋村 孝彦 君	6 番 立山 裕次 君
7 番 浪瀬 真吾 君	8 番 森 敏則 君
9 番 大石 俊郎 君	10 番 堀 進一郎君
11 番 後城 一雄 君	

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田 正一君	建 設 課 長 下野 慶計 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 構 浩光 君
水 道 課 長 山口 大二郎君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
教 育 次 長 岡木 徳人 君	財政管財課長 深草 孝俊 君
会 計 課 長 峯 広美 君	まちづくり課長 松山 昭 君
	税 務 課 長 三根 貞彦 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有川 寿史 君	書 記 山下 美華 君
----------------	-------------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第 1 号 議長の選挙
(第 1 号の追加)
- 日程第 1 選挙第 2 号 副議長の選挙
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 常任委員の選任
- 日程第 6 議長の常任委員辞任
- 日程第 7 議会運営委員の選任
- 日程第 8 選挙第 3 号 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙
- 日程第 9 選挙第 4 号 長崎県後期高齢者医療広域連合議員の選挙
- 日程第 10 所信表明

- 日程第 11 議案第 32 号 平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 33 号 平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 14 議案第 35 号 専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 15 議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 16 議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 9 号））
- 日程第 17 議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号））
- 日程第 18 議案第 39 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 19 議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号））
- 日程第 20 議案第 41 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 21 議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 22 議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 23 議案第 44 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 24 報告第 2 号 専決処分の報告について（平似田太ノ浦線改良工事（2 工区）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）
- 日程第 25 報告第 3 号 専決処分に関する報告について（事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 26 報告第 4 号 専決処分に関する報告について（事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて）

（第 1 号の追加）

- 日程第 1 議案第 45 号 東彼杵町監査委員の選任について
- 日程第 27 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

開 会（午前9時30分）

○事務局長（有川寿史君）

おはようございます。

事務局長の有川でございます。本臨時会は一般選挙後、初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時の議長の職務を行うことになっております。ここで年長の堀進一郎議員をご紹介します。堀議員、議長席の方へお願いいたします。

○臨時議長（堀進一郎君）

只今、紹介されました堀進一郎でございます。地方自治法107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしく申し上げます。

只今から平成27年第2回東彼杵町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。初議会でありますので、ここで町長のご挨拶をお願いします。

町長。

○町長（渡邊悟君）

皆さんおはようございます。

本日は第2回の東彼杵町の臨時会開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、先の統一地方選の町議会議員選挙におきまして町民の要望を担っての、めでたく当選の荣誉を得られ、心からお喜びを申し上げます。私も町民のご支持を得まして今後4年間町政の運営をお預かりすることになりました。今我が国は非常に少子化、そして急激な人口減少、それ以外に経済の低迷、あるいはインフラの老朽化とか、介護・医療・福祉など様々な問題が提起をされておりますけど、その中東彼杵町も同じような現象でございます。そういう事で課題山積でございますけども、議員皆さまの該博な知識と非凡な政治手案していただきまして、町政の発展にご活躍をご期待を申し上げるところでございます。結びに、議員各位におかれましては、ご健勝でご活躍いただきますことを心から祈念いたしまして、甚だ簡単でございますが私のご挨拶とさせていただきます。

そしてまた今日は初議会でございますので、この後執行部の職員を総務課長に紹介をさせますのでよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

総務課長。

○臨時議長（堀進一郎君）

総務課長。

○総務課長（森隆志君）

代わりまして初めての議会でございますので、こちらに座っている職員をご紹介します。町長の隣に居りますのが、副町長小山田です。私総務課長をしております森といいます。よろしくお願い申し上げます。隣が財政管財課長深草です。その後ろがですね、町づくり課長松山です。隣りが5月1日から配属しました水道課長山口です。その隣りが建設課長下野です。それから今現在産業振興課長不在であります、事務取扱いが副町長が行っております。あちらにいきまして教育長今道です。教育次長岡木です。会計管理者峯です。後ろが税務課長三根です。隣りが町民福祉課長西坂です。

町民生活課長構です。それから5月1日から議会事務局長有川です。以上で、紹介を終わります。

○臨時議長（堀進一郎君）

はい、どうもありがとうございました。

ここで理事者の方は一時退席のため、暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前9時35分）

再開（午前9時37分）

○臨時議長（堀進一郎君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

日程第2 選挙第1号議長の選挙

○臨時議長（堀進一郎君）

日程第1、議席の指定を行います。仮議席は只今着席の議席といたします。日程第2、選挙第1号議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（堀進一郎君）

只今の出席議員数は、11人です。次に立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に後城一雄君及び大石俊郎君を指名いたします。投票用紙を配ります。念のため申し上げます、投票は単記無記名です。

（投票用紙配布）

○臨時議長（堀進一郎君）

投票用紙の配布漏れはありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配布漏れはなしと認めます。投票箱を点検いたします

（投票箱点検）

○臨時議長（堀進一郎君）

異常なしと認めます。只今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長（有川寿史君）

それでは、只今から読み上げます。2番、後城一雄議員。3番、大石俊郎議員。4番、前田修一議員。5番、橋村孝彦議員。6番、吉永秀俊議員。7番、浪瀬真吾議員。8番、森敏則議員。9番、口木俊二議員。10番、岡田伊一郎議員。11番、立山裕次議員。1番、堀進一郎議員。

○臨時議長（堀進一郎君）

投票漏れはありませんか。

〔「投票漏れなし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（堀進一郎君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。後城一雄君及び大石俊郎君、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○臨時議長（堀進一郎君）

選挙の結果を報告いたします。投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、後城一雄君 11 票。以上のおりです。この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、後城一雄君が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

（議場開放）

○臨時議長（堀進一郎君）

只今、議長に当選された後城一雄君が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。当選人の発言を求めます。

後城一雄君。

○2 番（後城一雄君）

改めまして、おはようございます。只今、議長就任に対し一言申し上げますが、まずもって議長職という大任を議員各位の賛同でご承認いただきましたことに身を引き締め、お受けいたします。今後は議会事務局には特にお世話になりますが、よろしくお願いを申し上げます。

また執行部はいらっしゃいませんが、町長はじめ町執行部の皆様方にも何かとお世話になりますがよろしくお願いを申し上げます。初心を忘れず、誠心誠意、公正公平な立場を貫いてまいります。申し遅れましたが、町民皆さま方に大変お世話になりますが、議長職を全うしてまいりますのでよろしくお願いを申し上げます。これを持ちまして、議長就任挨拶といたします。ありがとうございました。

○臨時議長（堀進一郎君）

これをもって臨時議長の職務を全部終了いたしました。ご協力誠にありがとうございました。後城一雄議長、議長席にご着席をお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

ここで事務局との打ち合わせのため、暫時休憩をいたします。よろしくお願いをいたします。

暫時休憩（午前 9 時 50 分）

再 開（午前 9 時 56 分）

○議長（後城一雄君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ここで追加議事日程第 1 号の追加 1 を日程に追加することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号の追加1を日程に追加することに決定をいたしました。

日程第1 選挙第2号 副議長の選挙

○議長（後城一雄君）

日程第1、選挙第2号、副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（後城一雄君）

只今の出席議員数は11人です。次に立会人を指名します、会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に前田修一君及び橋村孝彦君を指名いたします。それでは投票用紙を配ります。念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

（投票用紙配布）

○議長（後城一雄君）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「配布漏れ無し」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（後城一雄君）

異常なしと認めます。只今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（有川寿史君）

只今から読み上げます。1番、堀進一郎議員。3番、大石俊郎議員。4番、前田修一議員。5番、橋村孝彦議員。6番、吉永秀俊議員。7番、浪瀬真吾議員。8番、森敏則議員。9番、口木俊二議員。10番、岡田伊一郎議員。11番、立山裕次議員。2番、後城一雄議員。

○議長（後城一雄君）

投票漏れはありませんか。

〔「投票漏れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います、前田修一君及び橋村孝彦君開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（後城一雄君）

選挙の結果を報告します。投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票です。有効投票のうち堀進一郎君6票、岡田伊一郎君5票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、堀進一郎君が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

(議場開放)

○議長（後城一雄君）

只今、副議長に当選された堀進一郎君が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。当選人より挨拶をお願いします。

堀進一郎君。

○1 番（堀進一郎君）

それでは自席の方から大変申し訳ございません。只今告知の通り私副議長としてご推薦いただきまして、皆さんありがとうございます。私も副議長の職務を町発展の為に一生日々、頑張りたいとそう思っておりますので、よろしくご協力の程をお願いします。どうもありがとうございました。

日程第 2 議席の指定

○議長（後城一雄君）

日程第 2、議席の指定を行います。会議規則第 3 条の規定によって議長が定めてよいことになっていますが、申し合わせにより、副議長は 10 番席、議長は 11 番席とし、後はくじによって決定いたしたいと思えます。仮議席の順番により、くじを引いていただきます。くじ引きのため、暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前 10 時 07 分）

再 開（午前 10 時 08 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議席を事務局長に報告させます。

○事務局長（有川寿史君）

報告をいたします。堀進一郎議員 10 番、後城一雄議員 11 番、大石俊郎議員 9 番、前田修一議員 4 番、橋村孝彦議員 5 番、吉永秀俊議員 2 番、浪瀬真吾議員 7 番、森敏則議員 8 番、口木俊二議員 1 番、岡田伊一郎議員 3 番、立山裕次議員 6 番。以上です。

○議長（後城一雄君）

以上です。議席の指定は、只今事務局長が読み上げましたとおり指定をいたします。それでは議席の移動をお願いしますが、ここで各常任委員の調整をした後、全員協議会を開くため、暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前 10 時 09 分）

再 開（午前 10 時 35 分）

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の決定

○議長（後城一雄君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番口木俊二君、2番吉永秀俊君を指名いたします。日程第4、会期の決定を議題にします。お諮りします。本臨時議会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第5 常任委員の選任

○議長（後城一雄君）

日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定によって、議長が会議に諮って指名するとなっております。常任委員は次のとおり指名したいと思います。総務常任委員に、堀進一郎君、後城一雄本人、前田修一君、浪瀬真吾君、口木俊二君、岡田伊一郎君の6名を指名をいたします。産業建設文教常任委員会、大石俊郎君、橋村孝彦君、吉永秀俊君、森敏則君、立山裕次君、以上5名の決定をいたします。以上のとおりそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、総務厚生常任委員会と産業建設文教常任委員会は、只今指名しましたとおり選任することに決定しました。この後休憩しますので、委員会条例第8条第2項の規定によって、各常任委員会を開いていただき委員長、副委員長を互選していただきます。なお、決定の意は委員長よりお知らせ願います。暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前10時37分）

再開（午前10時53分）

○議長（後城一雄君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。各常任委員長、副委員長決定の通知を受けましたので報告をいたします。総務常任委員長、浪瀬真吾君。副委員長、岡田伊一郎君。産業建設文教常任委員長、吉永秀俊君。副委員長、大石俊郎君。以上のとおりです。

次に、議会広報編集常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定によって、議長が会議に諮って指名するとなっております。議会広報編集常任委員を指名をいたします。大石俊郎君、前田修一君、口木俊二君、立山裕次君、浪瀬真吾君、橋村孝彦君、以上6名を指名したいと思います。ご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議会広報編集常任委員会は只今指名しましたとおり選任することに決定しました。この後休憩しますので、委員会条例第8条第2項の規定によって委員会を開いていただき、委員長、副委員長を互選していただきます。なお決定の上は、委員長よりお知らせ願います。暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前10時54分）

再 開（午前11時01分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議会広報編集常任委員長、副委員長の決定の通知を受けましたので、報告をいたします。議会広報編集常任委員長、橋村孝彦君。副委員長、口木俊二君。以上のとおりです。

ここで日程外の学校給食センター運営委員の選任を行いたいと思います。学校給食センター運営委員は申し合わせ事項により、産業建設文教常任委員会から1名となっており、産業建設文教常任委員会から推薦が上がっております。したがって、学校給食センター運営委員に森敏則君を選任したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、森敏則君を学校給食センター運営委員に選任することに決定いたしました。ここで除斥の為、副議長と交代します。暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時02分）

再 開（午前11時03分）

日程第6 議長の常任委員辞任

○副議長（堀進一郎君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。日程第6、議長の常任委員辞任を議題といたします。地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、議長の退場を求めます。

議長は議会の代表権が与えられて、更に各委員会に出席して発言できるなど議会全体を統理しなければならない立場にあります。このような理由により常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀進一郎君）

異議なしと認めます。したがって、後城一雄議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。議長の入場を許し、議長と交代のため、暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前 11 時 05 分）

再 開（午前 11 時 06 分）

日程第 7 議会運営委員の選任

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。日程第 7、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって議長において指名いたします。浪瀬真吾君、吉永秀俊君、橋村孝彦君、前田修一君、立山裕次君、堀進一郎君をご指名いたします。以上 6 人を議会運営委員に指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は只今指名しましたとおり選任することに決定しました。この後休憩しますので、委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前 11 時 07 分）

再 開（午前 11 時 23 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議会運営委員長、副委員長の決定通知を受けましたので、報告します。議会運営委員長、前田修一君。副委員長、橋村孝彦君。以上のとおりです。

日程第 8 選挙第 3 号東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙

○議長（後城一雄君）

日程第 8、選挙第 3 号、東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙を行います。保健福祉組合議会議員については、組合規約第 5 条第 2 項の規定により、議長及び議員の内から選挙された者をもって充てるということになっております。したがって、議長を除き 3 名の議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。
お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。東彼地区保健福祉組合議員に議長のほか、堀進一郎君、浪瀬真吾君、吉永秀俊君を指名します。

お諮りします。

只今、議長が指名しました議員を東彼地区保健福祉組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、只今指名しました議長のほか、堀進一郎君、浪瀬真吾君、吉永秀俊君が東彼地区保健福祉組合議会議員に当選されました。只今当選されました堀進一郎君、浪瀬真吾君、吉永秀俊君が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をします。

日程第 9 選挙第 4 号長崎県後期高齢者医療広域連合議員の選挙

○議長（後城一雄君）

日程第 9、選挙第 4 号、長崎県後期高齢者医療広域連合議員の選挙を行います。定数は 1 名です。
お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、選挙方法は指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。長崎県後期高齢者医療広域連合議員に、後城一雄を指名します。

お諮りします。

只今、議長が指名しました後城一雄を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、只今指名しましたとおり後城一雄が当選しました。

これから議会運営委員会及び全員協議会を開催し、その後理事者入場まで、暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前 11 時 27 分）

再 開（午後 13 時 14 分）

日程第 10 所信表明

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 10、所信表明。ここで渡邊町長に 2 期目に向けての所信表明をお願いいたします。

町長。

○町長（渡邊悟君）

この度の東彼杵町長選挙で当選の栄に浴しまして、身に余る光栄に存じております。その責任の重さに改めて身の引き締まる思いでいっぱいでございます。町民の皆さんのために真面目に誠意と責任を持って、全力で取り組んでまいる覚悟でございます。町政運営にあたりまして、所信の一端を申し上げます。

今、日本の人口移動が東京一極集中で、地方の急激な人口減少が大きな課題であり、地方創生を内政の最重要課題といたしまして、政府一丸となって人口減少克服と地域の活性化に向けた対策が講じられています。東京一極集中の是正と地方での雇用確保や出産・子育て支援に乗り出しました。総務省人口推定では、昨年 10 月、日本の人口の 1 億人維持は高いハードルで、減少傾向は国立社会保障・人口問題研究所の長期予測と一致すると発表されました。予測では、女性の社会進出などに伴いまして晩婚化が進み、合計特殊出生率は 1.35 と長期的に安定すると分析をしています。

一方、政府目標の実現には 2040 年の出生率を 2.07 まで回復する必要がある。これは社人研究所としておりますけど、社会保障・人口問題研究所のことでございます。略称して社人研と訂正をします。社人研は、「結婚や出産をしない多様な生き方が広がる中、日本は移民も少なく、状況を急激に変えることは難しい」と指摘をしています。

昨年の町広報 11 月号には、「東彼杵町消滅の危機」として、人口減少について危機感をもっていたきたいと特集を行いました。全国市区町村で 896 市区町村が消滅の可能性があることを、民間の有識者でつくられた日本創生会議から報告されました。ほとんどの方がまだまだ認識していらっしゃいません。平成 25 年 7 月からの女性対話集会で、人口減少は説明してまいりましたが、私の説明が悪くなかなか伝わっていません。

平成 27 年 2 月 16 日開催をされました県市町スクラムミーティングの資料では、2060 年の推計人口が現在の社会減、自然減の状況が継続し出生率も改善しない場合、当町の人口は 3,388 人と予測をされています。現在の 38%に減少することになります。

フランスは 1970 年代に出生率の低下に直面し、子育て政策を展開し、出生率を 1.6 から 2.0 へ高めることに成功しました。日本は 2030 年代初めに 1 億人を維持するために、出生率 1.4 から 2.1 に高める必要がある。実現には 13 兆円、すなわち消費税率 5%分の費用が必要になります。政府の

経済財政諮問会議の「選択する未来」委員会の報告では子育て給付を現在の6兆円から12兆円に倍増するなどを提案しています。

結婚できない。経済力が不安。若い世代では、収入が少なく生活が安定しないために、結婚や出産に前向きになれない人もいます。そこには自治体や企業など多方面の努力で解決できる余地があるかもしれません。このため地方創生の長期ビジョンで「若い世代の希望が実現すれば出生率は1.8程度に向上する」と明記し、今年3月の少子化大綱では保育の充実や子育て負担の軽減、結婚支援に取り組む方針を打ち出しました。ただ逆にいえば、出生率1.8を超えて上げるのは、かなり難しいということでもあります。

このように急激な人口減少の中、超高齢化社会に立っての町政運営を前提といたしまして、主要な取組みについての所信表明をいたします。

1 住民主体の地域づくり

地域社会における連帯意識や人と人の繋がりが希薄化し、更には地域への無関心が危惧されています。このような中、人が繋がるしくみづくりが極めて重要でございます。そのために各地域での祭りなどいかにして継承して行くのか、これらの一つ一つがまちづくりです。子どもさん孫さんなど参加していただければと思いますが、子供さんと同居していない場合は、近居でも声をかけて参加を進めていただければと考えます。少なくとも地域の共同作業などの場合は、ぜひ積極的な参加をお願いしたい。地域と何らかの繋がりをもつことなど、いろいろなことがまちづくりでございます。支えあって人口減を乗り越えてまいりたいと考えています。

2 交流、定住人口を拡大するまちづくり

昨年6月の内閣府の世論調査の結果、農山漁村に定住したいという回答が2005年と2014年と比較をいたしまして、21%から31%と約10%増えています。これは若者をはじめ都市の住民の一部が農山漁村へと動き始めている。田園回帰という社会的潮流を迎えているという傾向を指しています。その中で、一つは若者、20代の男性の、将来農山漁村に定住したいという人の割合が47.4%という数字です。もうひとつ大きく伸びているのが30、40代の男性、女性です。子育て世代も農山漁村に動き始めています。

このような人の流れの中で、人口減少の受け皿として、空き家の活用はとても重要でございます。空き家を貸してもらえない問題を解決することは即、人口増につながります。一戸一戸の積み上げが東彼杵町の明日にかかっていると言っても過言ではなく、重要な施策と考えます。

日本は学校を規格化したため、全寮制の幼少年教育機関は育っておりません。ここにいておりませんが、今後は全寮制の学校の必要性を強く感じております。そこで若い親たちの勤労の助けにもなりますし、農山村経験は社会規範なども含めまして人間としての基本的なものを体験で学ぶことができる。併せて地方の創生も期待できるものと考えております。

「安心して子どもを産める社会」を実現すること。そのために既存の給付制度や補助制度見直しを行います。

昨年度から進めていますグリーンツーリズムは本格実施に向けて出来ることから進めます。そして農業体験など組み合わせた観光体験農業などを模索して交流人口の拡大を図ります。漁業については若い新規就漁者1名が就漁されました。魅力ある漁業にするにはどうすべきか、関係皆様と一体になって推進をしてまいります。

3 農林水産業の振興

農林水産業についても大きな課題は後継者不足であります。また、農産物などの価格の低迷で、複合経営へのシフトが急務であります。お茶も平成 11 年をピークに価格低迷が顕著で、旨いお茶づくりにむけて営農努力が必要でございます。野菜など農産物の少量多品目は直売所ではあたりまえですが、生産量は少ないようでございます。高齢者の皆さんにもぜひ推進したいと考えております。

平成 29 年度は『全国お茶まつり』の開催予定であり、長崎県茶業関係者への大きな期待を込めて行政と一体となった取り組みが求められています。茶業のコスト削減は困難を極めていますので、新しい技術開発による方策など研究まいります。

水産業は昨年度、若い後継者が就漁され、大変期待をしています。昨年に引き続きナマコ養殖試験での実用化へ向けての実証実験を行います。併せて内海の魚等の特産品加工など、諦めずに研究を行います。

4 商工観光業の振興

商工業の振興は、当面は地域住民生活等緊急支援のための地域消費喚起・生活支援型、プレミアム付商品券による支援策を行っていきます。東彼杵町の地元購買率は、長崎県内では最下位の 21% であり、考え方によっては、地域内経済循環が可能であれば商店街の活性化も有効になりますので、商工会との連携強化を図ります。

道の駅については、国土交通省の防災拠点の整備計画があります。これは災害時の食料、飲料水などの備蓄を目的に、新たな休憩施設や備蓄倉庫などの配置計画でございます。本年度は調査費などの予算措置がなされるものと思いますが、この計画と併せた全体の整備計画も行うこととします。

企業誘致は、本年度、株式会社富建のプレカット工場が町工業団地に進出をいたします。最終雇用は 50 名を予定されています。また、千綿女子学園跡地へ農業生産法人平田農場が進出をされます。農業は勿論、外国人実習施設なども予定されています。雇用は当初 30 名程度です。特に外国人労働力の活用も真剣に考えるときを迎えています。単純労働力と高度人材の両面で対策を検討しないと、これまでと同じことをしていても人口減の時代は乗り切れないと考えております。さらに今後も、新たな団地造成を進める必要があります。

観光につきましては、体験型の観光を推進いたします。昨年行ったグリーンツーリズムの本格化に向けた組織体制の整備を行います。農業、漁業を含め、出来るものから推進いたします。また、着地型観光など試行的なものを開催して、出来るものなら観光協会を独立して道の駅一帯の管理運営など検討したいと考えております。

5 保健医療福祉計画

国民健康保険事業は高齢化と生活習慣病や新生物疾患などによる医療費が年々増加しています。本年度から国保税の引き上げを行いました。健康づくりで、食生活改善や適度な運動による生活習慣病などへの効果を期待しています。橋の詰地区、里地区では、まちづくりの一環として健康づくりを実践されています。とても素晴らしい取り組みであります。このような取り組みを町民自ら参加して続けていけるよう全町的に拡大いたします。

高齢者対策は、運動機能の低下や認知症等により、介護状態にならないよう介護予防の対策を重点的に取り組んでいきます。健康で住み慣れたところで、歳を重ねることが最高の幸せであります。

障害者支援につきましては、本年度から障害者計画5か年計画、第4期障害者福祉計画によって地域リハビリテーションの理念に基づき、住み慣れた地域の中での生活を継続しながら、障害のない人とともに本町における共生社会を実現していくことを視点として推進します。

子ども子育て支援が新たにスタートいたしました。子育てや子どもの支援は、行政だけが担えば良いというものではなく、誰もが子育てに関心を持ち、自分に何ができるかを考える時期にきています。子育て支援のNPOや住民同士の助け合い活動として、小さな子どもを預かったり、小学生の学童保育など積極的な活動もあります。親の働く状況に関わらず、質の高い幼児教育・保育を受けられるよう支援の充実強化を推進いたします。また、学童保育や地域子育て支援拠点事業や一次預かりなど多様な子育て支援も推進いたします。

6 環境保全、環境整備計画

素晴らしい景観や生活文化は、観光資源であるとともに交流人口の拡大のうえでも、今後も後世に繋いで行くべき財産です。未来を生きる世代が、誇りを持ち、いつまでも住み続けたいと思える景観づくりを目指します。

住宅計画も、新規の建設計画も早急な対応が必要ですが、財政状況を見極めながら取り組んでまいります。当然、民間での住宅整備などもあわせて取り組んでいただけるような連携を強化いたします。

国道205号線の渋滞解消は、ここ数年前から長崎県の強い働きかけで、去年は東彼杵町で期成会の総決起大会を開催するなど道路の持つ必要性を訴えて、一定のバイパス案や現道拡幅などの検討案など、国政に向けた要請活動を行ってまいります。

町道については、広域農道から国道取付路線の早期完成に向けて引き続き整備推進を図ります。また、その他町道などの維持管理に多額な費用を要するため、地域で施工可能なものは極力、地元施工でスローな公共工事を図ります。

高齢者の足となっている町営バスは運行開始から11年目となります。現在3路線での運行ですが、収益率は24.15%であります。ここ数年は利用者が減少しており、さらに学校統合による減少も影響するため、今後、路線や料金などもあわせた見直しを行います。さらに千綿駅もバスセンター化し、土曜、日曜日の龍頭泉までの運行など観光面での利用も行います。

オフトークシステムについては、加入世帯が50%を割り込んでいます。若者の定住促進など考慮した場合、地域の連絡体制や災害時など、その情報伝達方法も大きな転換期にあるものと考えております。

急激な情報通信技術の革新で、携帯情報端末の技術開発は日進月歩の発展を遂げています。若者や移住希望者から必ず必要とされる光サービス・ブロードバンドの導入について昨年、株式会社NTT西日本と包括連携協定を締結しましたので、財源を確保し、早い段階で光サービス施設整備を実施したいと考えております。

7 生活環境整備計画

水道事業は、平成28年度までに各地区の上水道をより効率的に運営するため、昨年度から統合事業に着手しました。また、更新事業として基幹改良事業にも着手しました。3年間で13億円を投じての大事業であります。将来を見据えたものであり、完成に向け全力で取り組みます。

昨年度は水を守る条例も制定して、本町の宝であります水資源を守りながら活かせる施策がない

か検討してまいります。

下水道事業は、第3期認可区域の早期完成に向けて取り組みます。併せて合併浄化槽事業も大村湾水質浄化を加速させるうえで、推進してまいります。

バイオマス推進計画に基づく事業推進も引き続き行ってまいります。ダンボールコンポストでの二酸化炭素削減に向け事業化を推進いたします。

消防防災につきましては、非常備消防との連携を強化した自主防災組織による避難訓練が、本年度、最後の取り組みになります。昭和37年に発生した未曾有の災害を風化させることなく、町民皆様のご協力により災害に強いまちづくりを推進いたします。

8 教育、スポーツ、文化の振興

小学校の統合が平成28年4月であり、統合に向けた準備を行っていますが、統合が児童達にとって支障ないよう万全を期して臨みます。新たな教育への出発ととらえ暖かく見守っていただきご支援をお願いいたします。

学校の教育環境整備につきましては、これまで積極的な施策を展開してまいりました。特に昨年度は教職員の負担軽減と、授業の効果向上及び情報通信技術の活用促進を図ってまいりました。引き続き、より解りやすい授業環境づくりを目指していきたくと考えています。

文化の振興は、少子化の影響で、子どもたちは一人で何役も担っています。子どもたちが自分の好きなことを楽しく行えるよう「ふるさと納税」の活用で振興を図ってまいります。そして伝統文化である人形芝居の継承も、地方創生での再生を積極的に推進します。

9 行財政運営計画

地方財政計画では、経済再生の進展でリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替を進めるため、地方の税収動向等も踏まえ、歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を見直すなど、歳入歳出での改革を進め、財源不足の早期解消で財政の健全化を図るとされています。

人口減少の中、老朽化する道路、橋梁、河川、住宅そしてあらゆる公共施設が更新の時期を迎えています。全てを手当てする財源もないため、民間資金の活用など、公費負担軽減の工夫が求められます。優先度の高い公共事業を行うため、これらの長寿命化や集約化など、総合的な管理計画の策定が必要でございます。さらに社会保障費関係では、医療・介護・福祉などで、子ども子育て支援法の本格施行、国保会計の基盤安定、そして介護保険の地方への転換など、給付費の伸びによる財源確保も国の社会保障一体改革に頼らざるを得ない状況でございます。

このための財源確保のうえで貴重な財源となる固定資産税が、評価替えなどにより減少し、厳しい状況であります。経済動向に左右されるとともに、人口減少も大きな要因となる地方交付税について、高市総務大臣は前年度の地方税制計画の水準を下回らないように一般財源総額の確保に向けて努力をするとのことですが、税の仕組みについても、財源保証機能、財源調整機能を含め、地方交付税が持つ仕組みについても検討したいと言われております。地方交付税の算定にあたっては、人口を基本としたまち・ひと・しごと創生の「取り組みの必要度」及び「取り組みの成果」を反映することとなっております。国と地方の財政構造健全化計画の骨格が固まりましたが、これは高い名目成長率が大きな前提であり、「増税なき財政再建」が望まれています。財政赤字の最大の要因が社会保障費である以上、削減できるかは厳しいものがあります。人口減少と高齢化が進む中、財政状況を見渡せば、さらなる消費税増税もいずれ視野に入ることが予想されます。

地方財政健全化法に基づく財政状況も、将来負担比率や実質公債費比率などの指標を見る限りは、おおむね改善をしています。しかしながら、先に述べましたとおり、財政負担は増加の一途でありますので、人件費など経常経費の切り詰めで経費削減を図ったうえで、歳入増加も考慮して地域の戦略を図っていく必要があります。

行政運営については、今後さらなる人口減少時代に向け、自立的かつ効率的な自治体運営を行うため、住民皆様の要望の多様化に対応し、東彼杵町の独自性や特色を生かしていくために、職員自らがその殻を破り、多様性と創造性を持つ人材へと変わらなければなりません。そして町民皆様にも、このまちの課題解決に向けての人材育成を重点施策として取り組みが必要です。これまで町民皆様に対象にまちづくりを進めてまいりましたが、職員自身が変わらなければ、町民皆様が変わらないと考えております。そのためには地域独自の歴史や資源に今一度光をあて、東彼杵町に暮らす皆さんが誇りを取り戻し、気づくことが極めて重要と思います。人口減少という大きな流れは変わりませんが、常に新しい風を取り込むことで前例踏襲の殻を破り、地域の活性化を目指してまいります。

地方版総合戦略では、平成 27 年度から 5 か年の計画を、今年度末まで策定するよう義務化されています。町民皆様をはじめ各界各層のご意見を拝聴し、2060 年を見据えた長期ビジョンをどのように想定するのか、今後重点課題として取り組みたいと考えております。

“一人では何もできない、支えてもらえることに大きな感謝で”、常に報恩感謝をもって自ら汗を流し、耳を傾け、よく聞き、そして心の扉を開き、“今を未来へ”、小さくても誇りをもつ輝くまちづくりを目指します。

町民皆様の幸せのために、より一層の財政健全化、そして将来の東彼杵町を見据えた町政運営を進め、町民の皆様がこれまで以上に、このまちに住んで良かったと感じるまちづくりに向けて全力で取り組んでまいります。

議員皆様、そして町民皆様のご支援、ご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。平成 27 年 5 月 27 日、東彼杵町長渡邊悟。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

以上で、町長の所信表明を終わります。

日程第 11 議案第 32 号 平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（後城一雄君）

日程第 11、議案第 32 号、平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 32 号、平成 27 年度一般会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ 9,200 千円を追加いたしまして、歳入歳出の予算の総額を 4,681,200 千円とするものでございます。提案の理由といたしましては先程も述べましたけども、旧千綿女子学園跡地に農業生産法人平田農場が進出予定であります。このため現在諸準備を行っておられますけども、そのた

めの水道給水を行うためのものがございます。今回の補正につきましては、歳出において衛生費の環境水道事業特別会計繰出金に 9,200 千円を追加いたしまして、歳入では前年度繰越金 9,200 千円を追加計上いたしております。詳細につきましては、財政管財課長に説明をさせます。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

それでは、補足説明をいたします。ちょっと重複しますけども、先程町長から説明がありましたように、元千綿女子農学園跡地に進出する企業の水道施設でございます。6 ページをお開き下さい。3 歳出 4 款 1 項 3 目環境衛生費でございます。28 節の繰出し金 9,200 千円ということで、簡易水道特別会計繰出金への追加でございます。

戻りまして 5 ページ、歳入でございます。20 款 1 項 1 目繰越金 1 節に 9,200 千円。同額を前年度繰越金に追加をいたしております。

1 ページからにつきましては、歳入歳出予算補正はこの積上げでございますので、説明を省略いたします。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 32 号は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 32 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 32 号、平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 33 号 平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（後城一雄君）

日程第 12、議案第 33 号、平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 33 号、平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれに 9,200 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 792,334 千円とするものでございます。提案の理由つきましては 32 号と全く同じでございます。歳入の建設改良費に 9,200 千円を追加計上いたしております。その財源といたしまして、一般会計繰入金 9,200 千円を追加計上するものでございます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますよう宜しくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。

○議長（後城一雄君）

はい、8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

只今の補正の第 1 号なのですが、千綿女子農学園の水道管布設工事ということで 9,200 千円ということが計上されておりますが。これまで農学園については、もう廃校してから随分時間が経っておりますが、これまでは町の水道というのは引いてなかったんですか。ちょっと確認のためお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは学園までではなくて、どう言えばいいですかね。隅田川を越えて 100m 行ったところまでタンクがございますけど、そこまでが引っ張ってあるんですよ。どう言えばいいですかね、千綿宿の墓地がございますけど、隅田川がございますしてそれが 100m くらい先ですね、そこでタンクがあります。加圧ポンプがあったんですけどもそこで止めてあります。それで平成 15 年に廃校しましたので、今 12 年間全く使われずじまいでなっています。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

そういうことでありますと、新たにこの水道管というのは、じゃあ例えば町長のお住まいの所の上のほうから持ってくるかたちになるのですか。どうなのですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

宿太ノ浦線ですか、町道ですね。あれから申し訳ないですけど私の方に入り口がありますけども、その下の道をずっともって行って上に上がっていくということでございます。町道分をずっと上っていく訳ですね。あのハウスの手前の校門のところまでですね、455m でございます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

じゃあ今校門のところまでをもって行って、そこから先は企業が来てからということになるのですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それはですね、企業が来てからじゃなくてそこまでしか町はもっていきませんので、町道分までしかもっていきませんので。それ以外の敷地内はもう全てその農業生産法人の平田農場の方で負担になります。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

ということは、農業法人がそこに来られて生産をされるということですが、どれくらいの口径水道管のパイプですね、どれくらいの使用料の想定をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

予定しています工事の延長、先程申し上げたとうに 455m ですが、管種については 50mm を予定しています。使用水量は入所の人数により算定をしますけども、使用料についてはまだ確定は出来ない状況。50mm は施設の規模から算定をしております。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

施設の規模からだ、その 50mm というのは大体その意味はわかります。しかしある程度の使用料とか何とかのですね施設が来るから言って、ひよっとしたらもっと 75mm とかを引かなければならないような、その施設の状況によってはですね。また二重の手間になるというようなそういった考え方もありますが、そういった所の、もう少し慎重にアバウトじゃなくて大体どれくらいを必要とするというような方式でしないと、いっぺん引いてしまってやはり口径が小さかったからもう少し大きなものと。結局地下水とか何とかをそこでボーリングして利用されればいいのですが、全部

町水となれば。結局農業用水というのは結構かかると思うのですよね量が。その辺はやはり検討された方がいいのじゃなかろうかと。逆に細かった時が、大きい分については使用料が少なければいいわけですが、絶対量が足らなくなったときの方をちょっと逆に考えた場合にですね。この辺もお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

はい今議員さんが指摘されたとおり、そういう施設規模によってですね、当然変わってまいります。今現在考えておりますのは、一番新しい寮があございますので、その施設規模に応じて生活用水と何名くらい入るだろうという予想と分かる範囲で口径を決めております。ですからまだこれをやった訳ではないですので、今から進出が決まりまして並行して進めてまいりますので、その時にもう一回精査をしながら大きければ小さくする、足らなければもう一回検討する場合もあるかもしれません。ですからそれは無駄が無いように、並行に企業と一緒に進めてきます。そして農業用水は全く使いませんので、生活用水だけです今の50mmであれば十分今の寮の面積ですか問題ないかと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

10番議員、堀進一郎君。

○10番（堀進一郎君）

関連ですけれども、一応建設されることには分かりますけれどもこの利用される側の利用開設の予定時期ですね、大体何年ごろいつ頃なるかわかったらお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今ですね、農業生産法人として東彼杵町に登録をされておりますので東彼杵町の農業委員会が開催をされますので、それで認定になってその後ですから早くても7月にはこちらにお出でになって開設になるんじゃないかと思っております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

先程の町長の説明でしたらその今回は飲料水だけだと。生活用水だけだということで、あの事業の内容を聞いておりますとハウス栽培が沢山されるということなんですけど、ハウス栽培にはかなりの水が必要となると思いますよね。そういう水はどういうような確保手段をされているんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ハウス栽培とは言っておりませんので、ハウスはまだ今ある温室ガラスのハウスがございますね、あの二棟だけかと思えます。あと古いのがちょっと若干ありますがそれ使われるかと思えますけど。

農業用水には全く使わないと、使われる場合は多分地下水とされますのでその利用になるのかなと思っておりますけども。今までの農学園のあり方としては地下水を使っておりましたのでそういうふうになるのかなと思っております。

まだそれは具体的に生産法人の方がお出でになってどうされるのか、どのくらいの水が必要なのか、ちょっとはつきり分かっておりませんが。この水道水を使うとなれば物凄いお金が高くなる訳ですから、これは生活用水とし尿処理とかそんなあたりに使ってあと飲料水に使われるんじゃないかと思っております。具体的にはもう少し詰めて区切って具体的な計画図が上がってくれば、もう少し説明できるかと思っておりますけども。7月からくらいに入ってこられるとなれば予算的に間に合わないものですから、早めに上げて設計あたりも一緒にしながら進めていこうかと考えております。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

私も最近農学園に入っていないので実情がよく把握できてないんですけど、現在その地下水の井戸水になる訳ですよ、どういうふうな状況になっているのですか。その地下水といいますと、井戸から汲み上げられるようになっているのですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

あのですね、丁度洞穴みたいなのが一つありまして、そこにきれいな水が出ているものですから、そこからポンプアップかなにかされるんじゃないかと思っております。地下水の場所もどこかボーリングされたところあるかもわかりませんが、まだ把握しておりませんのでそういう水道を使つての農業はまずないだろうと考えております。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

はい、これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 33 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 33 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 33 号、平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町税条例等の一部を改正する条例）

日程第 14 議案第 35 号 専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（後城一雄君）

日程第 13、議案第 34 号、専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町税条例等の一部を改正する条例）、日程第 14、議案第 35 号、専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 34 号でございます。これにつきましては税条例の一部を改正するものでございます。専決処分の理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 27 年 3 月 31 日にそれぞれ公布をされております。原則として平成 27 年 4 月 1 日から施行されたのに伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をしております。

主な改正内容といたしましては、マイナンバー法になりますけど行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第 1 条第 4 号の施行に伴う町民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税及び入湯税に係る申告方法の整備。それから町民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税の減免申請に係る規定の整備。3 番目といたしまして、個人住民税の寄付金控除額に係る申告の特例規定の新設。4 番目といたしまして、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者住宅向けである一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置の新設。5 番目といたしまして、軽自動車税について、平成 28 年度課税分から燃費性能に応じたグリーン化特例の税率新設及び平成 27 年度分以降の年度分について適用することとしていた原動機付自転車等及び二輪車に係る税率について、適用開始を 1 年間延長し、平成 28 年度以後の年度分について適用する改正。6 番目が紙巻たばこ三級品に係る町たばこ税の特例税率を廃止し段階的に引上げる改正を行ったものでございます。詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。

次に議案第 35 号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。専決処分の理由といたしまして、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、平

成 27 年 4 月 1 日から施行されたのに伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したもの。主な改正内容は、1 番目が国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額をそれぞれ 1 万円引き上げ 52 万円、17 万円とする改正並びに介護納付金課税額に係る課税限度額を 2 万円引き上げ 16 万円とする改正、2 番目国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘ずべき金額をそれぞれ 26 万円、47 万円に引き上げる改正、3 番目といたしまして、平成 25 年 9 月改正条例の施行期日の一部改正を行ったものでございます。詳細につきましても、税務課長から説明をさせます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますよう宜しくお願いいたします。

税務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（三根貞彦）

今回の税条例の一部改正は、只今町長からもありましたように地方税法の一部を改正する法律が本年 3 月 31 日に参議院で可決をいたしまして、即日交付されました。それに伴いまして 3 月 31 日付けで専決処分を行ったものでございます。それでは改正条例について説明を加えます。まず新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。今回の条例改正は題名にもありますように税条例等などという等を入れております、の改正ということで新旧対照表の 1 ページから 28 ページまでは第 1 条による改正として現行の税条例の改正を行っております。それから新旧対照表の 29 ページから 32 ページになりますけども、そこは第 2 条による改正として改正を行っております。ここは昨年 3 月に税条例の一部改正を行っておりますけども、その一部改正条例の制定附則第 16 条の改正とか、その時の改正附則の一部改正を行っております。ただの改正というふうなことで今回の改正は行っております。ちょっと改正自体が多岐に亘るものですから、先に資料、東彼杵町税条例等の改正概要というのにとりまとめておりますので、それを見ていただきたいと思えます。これは改正した内容を、項番それから改正条項、並びに施行年月日、それから新旧対照表の対応ページ、並びに改正法の対応法令及び改正の概要を一覧表にまとめておりますので条例の改正は後ほど見ていただければということで、この表を使って説明をしたいと思えます。

まず第 1 条の改正でございますけども、先程町長から説明がありましたように 1 番目といたしまして、マイナンバー法による改正。それから減免申請規定の整備、それからふるさと納税ワンストップ特例の新設、それから固定資産税における我がまち特例の新設、軽自動車税におけるグリーン化特例税率の新設、紙巻たばこ三級品に係る町たばこ税の特例税率の廃止などの改正を第 1 条の改正で行っております。項番号の 1 番 6 番 10 番、12 番から 17 番でございますけども、これはマイナンバー法が来年 1 月に施行されるのに伴いまして、各種申告書等について個人番号又は法人番号を記載した書類の提出等新たに規定した改正でございます。次に項番号の 10 番 13 番から 16 番と先程言いましたマイナンバー法以外の部分も改正しているんですけども、これまで各種税の減免申請の期限を市町村税条例で令という規定があるんですけども、その規定を引用しまして納期限前なのか前というふうなことで減免申請の申請期限を規定しておりましたけど、この条例が改正されまして市町村の判断でやりなさいというふうなことになったものですから、納税者の利便性を考慮いたしまして全ての税目につきまして期限いっばいの納期限までと今回改正を行っております。それか

ら項番号2番3番8番及び9番でございますけれども、法人町民税に係る条例の規定を地方税法の改正に合わせて、規定の整備を行ったものでございます。それから項番号の4番と7番ですけれども平成27年度税制改正において本年7月1日から外国へ転出するもので1億円以上の有価証券を譲渡して出国する者は、出国時に所得税が課税されることになるのですが、これらの譲渡所得を住民税の所得割り課税に算入しないというような規定を規定した改正でございます。それから項番号の19番でございます。個人住民税における住宅ローン制度の適用期限を3年間延長させる改正を行っております。それから項番号の20番でございます。確定申告を行わない給与所得者等は個人住民税課税市町村にふるさと納税申請書を寄付先団体が本人に変わって行うことができる仕組みが税制改正でされました。ふるさと納税ワンストップ特例というふうなことで創設されたのですけれども、その申告等について新たに規定を設けたものでございます。それから項番号21でございます。この部分につきましては、特に高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく、サービス付き高齢者向き住宅に係る固定資産税を、地方税法に参酌標準というのがございまして、その最高の6分の5減額するというので、本町独自で最高の6分の5を参酌標準で規定をさせていただいております。それから項番号22から25でございますけれども、これは固定資産税の宅地に対する負担調整措置が住宅用特例措置等を3年間延長したものでございます。それから項番号26でございます。これは特別土地保有税に係る課税の特例を3年間延長する改正でございます。それから項番号27ですけれども、これは平成27年度中に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車の内、電気自動車等のグリーン化に特化した車両については、グリーン化の程度によって税率をそれぞれ75%、50%、25%軽減すると軽くするというような規定を新たに設けたものでございます。それから項番号28でございますけれども、町たばこ税のうち紙巻たばこ三級品というのがございます。わかばとか、今はあまり見ないですけど私もたばこ吸いませんのでよくあれなんですけど、わかばなどにあたります。現在1,000本につき2,495円の特例税率が設けられておりますけど、これを段階的に廃止して、本則にもっていくと、本則は現在5,262円ですけれども、そこにもっていくというふうなことで、まず本条をこれによって削除したものでございます。以上が第1条による改正の主なものでございます。なお、項番号の5番11及び18につきましては、条ずれ等の修正を行った改正でございます。続いて第2条による改正を説明いたします。資料の4ページをお願いいたします。項番号1及び3でございますけれども、第1条の先程説明をいたしましたけれども、三輪以上の軽自動車に係るグリーン化特例が平成27年度税制改定で新たに設けられましたので、昨年3月に条例改正を行っているんですけど14年経過に対する重課に関する規定を今回整備する必要がございましたので、昨年3月で専決処分した一部改正条例の改正を行っております。それから項番号2でございますけど、原動機付自転車の税率を平成27年度から本年度から引上げるというふうなことを昨年3月の条例改正で行っていたんですけども、地方税法の適用時期が1年間延ばされまして平成28年4月1日と改正されましたので、本町の条例もそれに合わせて改正を行ったものでございます。

最後になりますけど、改正附則の説明をいたします。資料5ページをお願いいたします。項番号1でございます。第1条は施行期日の規定でございます。基本的に27年4月1日施行というふうなことになっております。(1)第1号になりますけども先程言いました軽自動車税にかかる分は公布の日ということで本年3月31日ということになります。それから(2)第2号でございますけども

外国に転出した時の課税の特例は28年4月1日というふうなことでなっております。それから(3)第3号でございますけれども、たばこ税の税率の特例は28年4月1日になります。それから(4)第4号番号法にかかる申告時期でございますけれども、番号施行の日というふうなことで規定をいたしておりますけれども、28年1月というふうなことでいわれております。それから項番号2から7を記載をいたしておりますけれども、それぞれの税の経過措置に関する規定を定めておりますけれども、特に項番号の5ですか、第5条でございますけれども。第1条の改正たばこ税の税率の特例を削除しておりますので紙巻たばこ三級品の税率を段階的に1年ごとに上げる税率を、この附則の中で新設いたしております。以上税条例についての説明を終わります。

引き続き国保税条例について説明をいたします。それと資料を配布いたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。内容につきましては、先程税条例について説明した改正と同じ形式で作っております。今回の国保税条例一部改正は地方税法の一部を改正する法律が3月31日施行されましたので、それを受けまして地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されましたので、政令の施行を受けて同日付で専決処分をしたものでございます。まず項番号1ですけれども、施行令の改正にあわせまして課税限度額の引上げを行っております。国民健康保険税の医療に係る限度額をこれまでの51万円から52万円、後期高齢者支援金に係る限度額を16万円から17万円、それから介護納付金に係る分を14万円から16万円に引き上げる改正を行っております。なお、引上げにつきましては2月23日に国民健康保険の運営協議会において施行令の改正があった時は、当町も引上げというふうなことで了承をいただいております。それから項番号2でございます。これも施行令の改正によるものなのですけれども低所得世帯の均等割額と世帯平等割額を減額する際の所得基準となる軽減判定所得の算定に用いる金額を、5割軽減については245千円から260千円、2割軽減については450千円から470千円に施行令が引き上げられましたので条例改正を行っております。なお、以上の改正附則項番第1条にありますように27年4月1日施行というようにしております。また、項番号3第3条の第1項の規定でございますけれども、一昨年の9月に条例改正を行ったのですけれども、その制定附則第14号の一部改正を行ったのですけれども、この部分について平成28年1月1日施行とすべきところを平成29年1月1日施行としておりましたので、本来の施行日に改めたものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行ないます。質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第34号、議案第35号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号、議案第35号は委員会付託を省略することに決

定しました。これから一括して討論をいたします。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 34 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 34 号、専決処分の承認を求めることについて、東彼杵町税条例等の一部を改正する条例は原案のとおり承認することに決定しました。これから議案第 35 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 35 号、専決処分の承認を求めることについて、東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 15 号 議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例）

○議長（後城一雄君）

日程第 15 号、議案第 36 号専決処分の承認を求めることについて、東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 36 号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

専決処分の理由といたしまして、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正に基づく介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成 27 年 4 月 10 日に交付施行されております。平成 27 年度の保険料から適用することとなり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をしたものです。主な改正内容は第 1 号被保険者のうち介護保険法施行令第 38 条第 1 項第 1 号に該当するものについて、基準額に乗じる割合を、0.5 から国の示す 0.05 を減じて得た割合に引き下げる改正でございます。また、医療介護総合確保推進法による法改正後の第 115 条の 45 第 2 項第 4 号から第 6 号までに規定する在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業に係る規定について、平成 30 年 3 月 31 日までの間において、町長が定める日までの間については、その実施を猶予されるこ

ととなっているため、附則の中で定めるものです。詳細につきましては、町民福祉課長に説明させます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますよう宜しくお願いいたします。

町民福祉課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民福祉課長。

○町民福祉課長（西坂孝良君）

それでは議案第 36 号を町長に代わって説明をいたします。平成 12 年度から始まった介護保険制度につきましては、これまで 15 年以上経過をいたしまして定着してきましたけれども社会情勢の変化、特に高齢化の急速な進行、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く状況が大きく変化してきております。このような中に介護保険法第 117 条の規定に基づきまして 3 年毎に介護保険計画を策定するよう定められております。その中で介護保険料につきましても、3 月議会で議決をいただいて定めさせていただいたところでございます。なお、第 1 段階の保険料につきまして、3 月議会でもご説明をしておりましたとおり負担割合が 0.5 で現在計算をしておりましたが、軽減措置に関する国の予算が 4 月 9 日に成立をいたしまして、国の介護保険法施行令の改正政令が 4 月 10 日に交付施行されたものでございます。基準額に乗じる割合を 0.5 から 0.05 減じていた割合 0.45 に引き下げることに決定されたことを受け、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって専決処分をしたものでございます。それでは新旧対照表をご覧ください。第 2 条第 1 項の次に第 2 項を追加して、第 1 項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者の保険料を国からの条例改正を基に 30,780 円と改めるものであります。附則については、第 2 項が在宅医療介護連携推進事業、それから第 3 項が生活支援体制整備事業、それから第 4 項が認知症総合支援事業にかかる規定でございます。経過措置で事業開始の猶予が定められておまして、それぞれ最大平成 30 年 3 月末まで猶予されることとなっており、その定めを規定したものでございます。出来るだけ早めに取り組んでいきたいというふうに考えております。

本文に戻っていただきまして、附則の施行日について交付の日から施行し、改正後の附則第 8 条第 2 項から第 4 項の規定につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から適用するものでございます。また経過措置については、平成 26 年度以前の保険料について経過措置を定めたものでございます。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 36 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 36 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 36 号、専決処分の承認を求めることについて、東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 16 議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 9 号））

○議長（後城一雄君）

日程第 16、議案第 37 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 9 号））を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 37 号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 9 号）でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 81,641 千円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ 4,735,629 千円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、今回の補正予算は歳出において、地方創生先行型基礎交付分の対象事業の確定に伴う事業費の追加、また、決算見込による繰出金、扶助費などの減額のほか、ふるさとまちづくり応援寄付金及び剰余見込による積立金として、ふるさと創生事業基金積立金 8,672 千円、下水道事業基金積立金 40,000 千円、オフトーク通信施設等財政調整基金積立金 12,061 千円などを計上いたしております。

歳入におきましては、扶助費並びに投資的経費等の特定財源を事業実績等により国庫支出金△30,490 千円、県支出金△16,788 千円、地方債△38,600 千円などを減額いたしまして、一般財源では、交付額の確定に伴う特別交付税 41,609 千円の追加、また、実績による執行残の減額により、これまでの財政調整基金、減債基金繰入金全額を減額計上しております。なお、事業追加による繰越明許費補正並びに起債事業の事業費確定に伴う地方債補正も併せて行っております。平成 26 年度の最終予算額は 4,735,629 千円で対前年比 1.4%63,987 千円の増となっております。詳細につきましては、財政管財課長から説明をさせます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますよう宜しくお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

議案第 37 号、平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 9 号）につきまして、補足して説明いたします。26 ページをお願いいたします。専決処分した補正予算の大半が実績による減額でございますので、特に減額が大きな項目についてのみ説明をいたします。3 歳出 2 款 1 項 5 目、財産管理費でございます。25 節に平成 26 年度中のふるさと町づくり応援寄付金全額を基金積立としたものでございます。それから 11 目地域づくり推進事業 13 節でございますが、写真によるまちづくりプロジェクトは実績による減額でございます。旧 JA 米倉庫改修工事設計委託料も同じく入札執行による減額でございます。それから次のページ、旧 JA 米倉庫改修工事施工管理委託料は、今回新規計上で 1,000 千円の計上となっております。それから空き家実態調査業務につきましては、地方創生先行型の対象事業といたしまして追加したものでございます。町内空き家の家屋の全棟調査によって、空き家バンク登録件数の増加をさせて移住定住促進に繋げることでございまして、3,977 千円を計上いたしております。それから 19 節は、持ち家奨励金以下実績による減額でございます。それから 14 目オフトーク通信費一番下の 25 節、積立金でございます。これは決算剰余見込額によるオフトーク通信施設等財政調整基金の積立金で、12,061 千円の計上でございます。それから 28 ページにいきまして、15 諸費これは財源更正としておりますけど、町道での転石事故による損害賠償に対する保険金の収納実績によりまして財源更正をいたしております。それから 29 ページ、2 款 4 項 3 目長崎県議会議員選挙費これは準備経費の実績減でございます。30 ページにいきまして、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 28 節繰出金でございます。主に介護給付費の実績減に伴います、介護保険特別会計繰出金の減額で 11,811 千円の減。それから 2 目老人福祉費 13 節は、老人保護措置費、養護老人ホームの入所措置者が見込を下回ったことによる減額、これが一番大きくて 1,763 千円、以下実績による減額で総額△2,157 千円。それから 3 目の障害福祉費 20 節扶助費でございます。障害者医療（更正医療）給付費につきましては、心臓手術の更正医療公費負担請求が遅延してございまして新年度にずれ込んだということで 1,800 千円の減。それから障害福祉サービス給付費につきましては、利用者数の実績減で 1,600 千円の減ということになっております。それから 31 ページにいきまして、3 款 1 項 7 目臨時福祉給付金給付事業費、これは消費税アップに伴います低所得者対策で、全額国庫補助事業でございます。事務費並びに給付金の支給実績による減額で、全体で 7,100 千円を減額いたしております。それから 32 ページにいきまして、3 款 2 項 5 目児童手当 20 節扶助費でございます。これも同じく児童手当の支給実績による減額でございます。6,300 千円の減。それから 33 ページにいきまして 4 款 1 項 2 目予防費 13 節は予防接種委託料の減額理由といたしまして、子宮頸がんの積極的勧奨を中止していることと、それから昨年 10 月から開始の高齢者肺炎球菌が任意接種でございまして年齢層の制限も重なって、受診者数が伸び悩んだことによる減額で併せて 9,300 千円の減。がん検診委託料は検診実績による減額で 2,200 千円の減額をいたしております。それから 3 目の環境衛生費でございます。28 節ですがこれは総合簡易水道事業並びに基幹改良事業費等の簡易水道事業特別会計での実績による繰出金を減額いたしております。それから 34 ページにいきまして、4 款 3 項 1 目公害対策費につきましては、合併浄化槽の設置実績による補助金減で 1,810 千円の減。それから浄化槽維持管理費につきましても申請件数の実績によるもので、△3,460 千円の減額ということになりました。それから 35 ページにいきまして 6 款 1 項 3 目農業振興

費 19 節でございます。一番上の青年就農給付金事業費につきましては、新規就農者に対する補助金でございます。これは年度内に給付要件を満たさなかったことなどによりまして、支給実績による減額で 3,750 千円。それから集団の有害獣による被害防止対策事業補助金につきましては、電気柵からワイヤーメッシュ事業へ移行したことによる減額で 1,634 千円の減。それからイノシシ緊急特別対策事業は県単独事業の捕獲報奨補助でございまして、捕獲頭数の実績減で、△2,715 千円。それからながさき鳥獣被害防止総合対策事業補助金につきましてはワイヤーメッシュ事業の入札施行による減額で、2,263 千円でございます。県鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費補助金につきましても国費による捕獲報奨で、県単独事業と同様にイノシシの捕獲頭数の実績減でございます。2,661 千円の減。それから次のページにいきまして 36 ページの 6 款 1 項 9 目農業振興企画費でございます。これはグリーンツーリズム推進支援業務委託料ということで、地方創生先行型基礎交付金事業として追加された観光振興対策費でございます。5,000 千円の追加計上でございます。それから 38 ページにいきまして 7 款 1 項 4 目道の駅管理費工事費減は、道の駅食堂棟等の工事の入札執行による減額並びに事業費の一部が起債対象外となったことによる財源更正も併せて行っております。それから 39 ページにいきまして、8 款 2 項 4 目大野原高原線道路改良事業、それから 5 目の中尾本線道路改良事業につきましては、いずれも国費の配分額が要望額を下回ったことによる事業費をそれぞれ減額をいたしております。それから 40 ページ、8 款 5 項 2 目公共下水道費積立金でございます。これは決算剰余見込による下水道事業基金への積立金といたしまして、40,000 千円を計上いたしております。繰出金につきましては、公共下水道事業特別会計事業実績による減額でございます。それから 44 ページをお願いいたします。10 款 5 項 2 目教育センター費でございます。財源更正といたしておりますが、昨年 9 月の落雷により被災しました総合会館火災受信盤の損害共済金の収納による財源更正で 543 千円を計上いたしております。それから 5 目の文化財保護費 13 節委託料と 18 節備品購入費でございます。これも地方創生先行型基礎交付金の追加事業で、千綿人形浄瑠璃の人形芝居指導会実施経費 2,800 千円、それから練習用の人形調達費用といたしまして 1,200 千円の計上でございます。

9 ページをお願いいたします。歳入でございます。2 款 2 項 1 目自動車重量譲与税 876 千円の減でございます。これはもう収納実績に基づくものでございます。以下 10 ページから 14 ページまで、全て収納実績による計上でございますので説明を省略させていただきます。15 ページにいきまして、11 款 1 項 1 目地方交付税は特別交付税の追加で 41,609 千円の追加でございます。それから 17 ページにいきまして、15 款 1 項 1 目民生費国庫負担金、児童手当負担金、それから 3 節社会福祉費負担金、いずれも支給実績並びに給付実績に伴う所要負担額のそれぞれの減額をいたしております。それから 18 ページにいきまして 15 款 2 項 2 目民生費国庫補助金、3 節の臨時福祉給付費補助金は消費税対策の低所得者対策ということで、歳出で説明しましたように、事務費と給付金の支給実績による減額で 7,100 千円。それから 4 目の土木費国庫補助金につきましては、道路橋梁費、大野原高原線、中尾本線共に社会資本整備交付金の要望額のカットということでトータル 15,080 千円の減額ということになりました。20 ページにいきまして、16 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金。まず県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金につきましては、イノシシの捕獲報奨に対する 2 分の 1 の県費補助、それから捕獲頭数の実績によりまして 1,358 千円の減でございます。それからながさき鳥獣被害防止総合対策事業補助金につきましては、全額補助でございまして入札執行による減額で△2,263 千

円。それから県鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費補助金につきましては県費同様イノシシの捕獲報奨とワイヤーメッシュの長寿命化メンテナンス費用でございまして、全額国庫補助で事業実績による減額で4,039千円。ひとつ飛びまして、青年就農給付金事業費補助金につきましても新規就農者の実績による減額で3,750千円の減ということになりました。それから21ページの16款3項1目総務費県委託金につきましては、県議会議員選挙費の準備経費の実績による減額であります。22ページにいきまして、18款1項3目ふるさと町づくり応援寄附金。ふるさと納税の確定による追加でありまして7,471千円の追加をいたしております。それから23ページにいきまして、19款1項1目財政調整基金繰入金、それから飛んで3目の減債基金繰入金、共に特別交付税の確定あるいは事業実績減によりまして、一般財源としての繰入金を必要としなかったことによる減額でございます。それから4目ふるさと創生事業基金につきましては、道の駅食堂棟に対する負債額の減額に対する追加。その他まちづくり支援事業の実績による減額を相殺しまして、10,412千円の追加でございます。25ページをお願いいたします。22款1項1目土木債でございます。大野原高原線それから中尾本線道路改良事業、いずれも国費の配分額のカットによるもの、並びに県道改良負担金の実績減による公共事業等債の減額で750千円減。それから商工債は、道の駅活性化事業ですが、食堂棟建設の一部が記載対象外となったことによる減額でございます。それから3目消防債は、防火水槽新設工事の入札執行による減額でございます。

それから5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費の補正でございます。主な理由はまず旧JA米倉庫施設整備事業は改修工事の際の施工管理業務費を1,000千円追加をいたしておりますので、22,000千円から23,000千円ということで1,000千円を追加をいたしております。空き家実態調査は平成26年度補正予算地域活性化地域住民生活等研究支援交付金事業、地方創生先行型として新たに事業を追加したものでございまして、年度末の予算割当てということで年度内完成が見込めないということでございます、3,977千円。それから国土調査地籍修正業務委託料につきましては坂本郷一部の地籍図の修正でございまして、所有者の相続人の連絡調整に不測の日数を要して年度内作業が困難ということで新年度へ繰り越すものでございます、593千円。それから6款1項グリーンツーリズム推進支援業務につきましても、平成26年度補正予算ということで、地方創生先行型として新たに事業を追加するもので年度内完成は無理ということでございます、5,000千円。それから8款2項道路橋梁維持・新設改良費につきましては、3,500千円の追加をいたしております。これは町道の改良買収予定単価の同意に不則の日数を要したため、年度内取得が見込めないということでございます。それから千綿人形浄瑠璃保存活用事業につきましても、平成26年度補正予算として新たに事業を追加したものでございまして、年度内完成が見込めないということで4,000千円を計上いたしております。

それから6ページにいきまして、第3表地方債補正でございます。歳入予算でそれぞれ説明しました事業費の確定に伴います、減額補正となります。詳細については説明を省略します。1ページ以降第1表歳入歳出予算補正は、現在までの積上げでございますので説明を省略させていただきます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。質疑がある方。

2番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

27 ページをお願いいたします。2 款 1 項 11 目の負担金のところなのですが、ここでまちづくり支援交付金が約 10,000 千円程減額をされておりますけど。これ大体総額予算が 17,000 千円位だったじゃないかと思っておりますけどこの中にハード事業ソフト事業ということでいれられて、この原資がまさに町長の報酬をカットされた部分が原資というふうにお聞きしておる訳でございますけども。約 7,000 千円しか使われなかったということで、平成 27 年度の当初予算、骨格予算でしょうけどもこれは上げていない計上していない。多分今度 6 月の議会で町長がまたこれを続けられるならば、補正で上がってくるんじゃないかと思っておりますけど。やっぱり今年度もこういった事業を継続をされるのかどうかですね、お聞きしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに予算化をしてなかなか需要がございません。ある程度考えながら全額計上じゃなくて、例えば半額計上するとか後は他のやつで、子ども子育てあたりの方に重点的に持っていくのか。あるいは他に思案をしておりますけど、そちらの方に重点的に、その町づくりだけじゃなくてですね、勿論子ども達の子育ての支援等も町づくりでございますけども、そちらの方に少しシフトチェンジしながらもっていくことも今考えています。はっきりしたことは言えませんが、そういう 1 年間全く無く予算だけあって実績が無いということになればおかしいですので、ある程度そこら辺の重点化は図っていこうと思っております。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

34 ページをお願いいたします。1 目公害対策費の中で、19 節の合併浄化槽の事業補助金ということで減額になっておりますが、東彼杵町特に大村湾の浄化ということで公共下水道、農業集落排水あるいは漁業集落排水これに合併浄化槽による普及ということで、現在されております。昨年度からは合併浄化槽の維持管理費の助成金とも新設をされまして、大いに普及を望むところでございますが、この 26 年度末現在でそういった公共下水道はじめ農業集落、漁業集落あるいは合併浄化槽そういった浄化設備をしているのが何軒くらい 26 年度末で合わせてやっているのか。約 3,000 くらいの世帯があると思っておりますが、どれくらいなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

26 年度末でよろしいですか。水道課長と、町民生活課長から答えさせます。水道課長。町民生活課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

26 年 3 月末での、公共下水道の方と農業、漁業まとめたところの普及率が、処理人口の方で申し

上げますと全体で普及率は69%になっております。処理人口で申し上げますと3,810人ということになるんですけども、今まとめをしている状況でして、世帯数まではちょっと確認は出来てないんですけども。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民生活課長。

○町民生活課長（構浩光君）

昨年度の26年度の新規の浄化槽は68基あります。維持管理関係が600件に対して394件あっております。ですので約550基くらいかなと思うんですけどちょっと今手元に資料を持ってきてませんので、そのくらいの数字になるかなと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

処理人口等が分かれば当然何世帯位有るのかというのは当然把握をしておかなければならないし、全体の中で何軒くらい戸数があってというのは早めにですね。これは件数がわかったからどうこうという訳じゃありませんが、今後の普及率に向けてやはり全体でも把握をしていただいて、公共下水道、先程言いましたように、農集、漁集あるいは合併浄化槽あたりを全体3,000戸ある中の何%くらいというのくらいは、やはり確実に統計を取っていただいて今後のそういった普及に活かしていただければと思っておりますので。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

下水道につきましては処理人口69%以上でございますので、時間をいただければ合併浄化槽まで含めて何世帯と調べますのでそれで良ければ回答いたしたいと思っております。手元に資料がないだけでございますので。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

関連の質問ですけども、合併浄化槽の管理維持補助金ですね、私の地区でも大分聞いたんですけど、申請に行くと貰えなかったと。それで申請の時に行ったらあっち行って印鑑もって来てください、また担当者が違うとまた違うコピーを持って来てくださいなどと言われてですね、私が聞いたところによりますと3分の1位はですね、この維持管理費を合併浄化槽があるにも係わらず申請したけどいただけなかったというお声を聞いたんです。ですけどこれはちょっと以前にも副町長にもこういったお話をおきましてけども、もう少し申請の方式を簡単にして、やはりもう合併浄化槽が有るのはこれ分かっている訳ですから。そこら辺の、申請をもう少し簡素化して欲しいと思うんですけど、今後の対応策をちょっとお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

はい、ご指摘のとおりでございます。私もそういう経験がございます。というのも確かに合併浄化槽設置をしてある訳ですけども、1年に1回点検をしないとイケない訳ですね、法定点検を。それをしていない、証明書が無い訳ですよ。だいぶそこらへんのトラブルがありまして、実際そういう検査をされていけば、それに対してやるということをしておりますので、多分検査をされていないところは該当いたしません。極力今議員がおっしゃったようにそういう点検を、もう一度職員にも指示をいたしましてそういうそごがないように努力したいと思います。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

この浄化槽の維持管理補助費。合併浄化槽のみになされていますね今。早い地区で新しい浄化槽を設置した時には、単独浄化槽というのが一番初め流行やった。それから数年かけてずっと合併浄化槽になってきた訳で、浄化槽の維持管理というのは当然法定点検も受けています単独でも合併でもね。だからここをどうして区別するのかなという様な思いがありますので、維持管理の補助金の今後出す考えがあるのかどうかね、検討することが出来るのかどうかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かにそういう不平等さがある訳ですけども、どうしても基本的に大村湾の水質浄化ということで想定をしている関係で、単独槽ではなかなか処理が出来ないところがある訳ですから、その辺がご理解がいただければ一番いいかなと思っております。絶対駄目ということではないですので検討はしますけども、なかなか厳しいところがあるかなと思います。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

私が個人的なことで言うのも何なんですけども、あの当時私が新築した時には単独浄化槽ということで設置をしてきました。合併浄化槽というのはね、あの時の私の記憶に間違いが無ければ一般的な普及がなかったんじゃないかと記憶にしておりますけどね。私もある程度その業界のそういう流通関係のところにおりましたから、だから趣旨は分かるしその時に物が有るか無いかで今補助金をやるかやらんかという差を付けてもらったらどうでしょうかねという気持ちがあるということです。ご検討願います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういうこう真面目にされておる訳ですけども、さっきも言いましたとおり処理の方法が違うものですからね。どうしてもそこら辺で、差が出て止むを得ないかなと思っております。極力、そういう古いやつがあればですね、いわゆる更新、合併浄化槽の方に更新していただければ、全く問題ないです。まあ、お金が要りますけども、水質改善ということからいけばどうかなと思っております。まあ極力検討はしてまいりますけども、基本が水質浄化でありますのでその辺をご理解いただ

ければ幸いかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

今の合併浄化槽というのはどういう所につけるかということ、敷地の中の敷地面積という宅地の面積が決まっているところで扁平率を加えてそこにぎりぎりいっぱいにするんだから、その単独浄化槽を合併浄化槽に取り換えるということが可能かどうか。そういうことは少し考えてから答弁してくださいよ。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ですからスペースが有るとか無いとか含めまして、検討してまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

他に。

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

5 ページでございますけども、繰越明許費補正の中の徴税費、この国土調査地籍図修正業務委託料と上がっておりますけども、もう随分前に国土調査をしているんですよ。財産が動く時にこういうことが出てくると思うんですが、もうこれで終わりじゃなくて今からも出てくる可能性はあるんですかね、これに関連して。その国土調査が正確に出来ていなかったってことでここに上がってきていると思うんですが、如何でしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは国土調査としておりますけども、本来はやっぱりこれは事業名は地籍図の修正ですね、国道調査は終わっておりますので。これは本来はあったらいけないですけど。ただし地籍図修正は、今議員が指摘ができていますとおり今からまだ相当いくらあるか本当に分かりません。ですからこれをまともにしていたら、何十億という世界にいくんじゃないかと、もしかしたら町も潰れるんじゃないかぐらい、私もどれだけ誤差があるか把握しておりません。それぞれ一番最後あたりに行った所は精度が高くございますけど、それ以外はかなり厳しいところがありますので今後はこういう費用がかからないような職員の体制を、例えば測量士を持った人とか町の嘱託でできますので、そういう測量あたりが出来る人を職員をおいて、直接それに従事させるような人を一人置いたほうが、このようにお金をかけるよりはいいかなと思っておりますので、とりあえず今のところは技術の余裕がございませんのでそれに向けて今後は検討してまいりたいと思っております。したがって、修正業務は今からもかなり有り得るということで考えています。

○議長（後城一雄君）

他にございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 37 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 9 号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここでトイレ休憩をよろしいでしょうか。暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午後 14 時 53 分）

再 開（午後 15 時 05 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程保留にしました浪瀬議員に対して、説明をいたします。

町民生活課長。

○議長（後城一雄君）

はい、町民生活課長。

○町民生活課長（構浩光君）

合併浄化槽については、590 世帯になりまして、現時点が 3,082 世帯ありますので、19%になります。以上です。

○議長（後城一雄君）

水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

先程ご質問がありました公共下水及び集落排水における処理人口であります。お答えした処理

人口は3,810人とお答えしました。それに対する処理世帯数というふうな形で把握をしておかなければということでありましたので、まとめております処理世帯数でまいりますと1,446世帯、公共が1,181世帯、農業集落排水175世帯、漁業集落排水90世帯が処理世帯数として集約しております。以上です。

日程第17 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)）

日程第18 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)）

○議長（後城一雄君）

それでは、日程第17、議案第38号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号））、日程第18、議案第39号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））。以上2議案を一括して議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第38号、専決処分の承認を求めることについて。これは平成26年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28,012千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,303,291千円とするものでございます。補正の内容が歳出では保険給付費、保健事業費について、支払実績により減額をいたしております。歳入は、変更決定等により諸収入を増額計上し、国庫支出金、療養給付費交付金、繰入金をそれぞれ減額いたしております。うち、歳入歳出決算見込みにより、国民健康保険財政調整基金繰入金6,892千円を減額計上いたしております。詳細については、町民生活課長に説明をさせます。

次に、議案第39号、平成26年度の東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,119千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96,905千円とするものでございます。補正内容につきましては後期高齢者医療事業の歳入歳出額の決算見込みにより減額補正を行っております。詳細につきましては、町民生活課長から説明をさせます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますよう宜しくお願いいたします。町民生活課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民生活課長。

○町民生活課長（構浩光君）

議案第38号、平成26年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について説明いたします。9ページの歳出をお願いします。2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、本年度決算見込み額を算出しました結果減が見込まれるため22,000千円を減額計上しています。2款1項2目退職被保険者等療養給付費につきましては、本年度決算見込み額を算出しました結果減が見込まれるため3,000千円を減額計上しています。

10 ページをお願いします、2 款 4 項 1 目出産育児一時金 19 節につきましては、当初 10 人分の補助金を見込んでおりましたが 5 人となったため 2,100 千円を減額計上しています。

11 ページをお願いします。8 款 1 項 1 目 7 節賃金につきましては、連合会システムを利用して分析業務を予定していましたが、システムが整わず実施出来なかったので 912 千円を減額計上しています。

戻っていただいて、歳入の 5 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金につきましては、一般被保険者にかかる療養給付金等負担金変更決定により 20,379 千円を減額計上しています。

6 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目療養給付費交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金の療養給付費交付金交付が確定したため 3,854 千円を減額計上しています。9 款 1 項 1 目国民健康保険財政調整基金繰入金につきましては、平成 26 年度分が確定により 6,892 千円を減額計上しました。

8 ページをお願いします。11 款 4 項 2 目一般被保険者第三者納付金につきましては、交通事故等による第三者納付金として 3,113 千円を追加計上しました。

戻りまして 1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、只今の説明いたしました補正の積上げでございますので、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

つづきまして、議案第 39 号、平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分の説明をいたします。7 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費の 13 節委託料は当初 400 人の健康診査受診者を見込んでおりましたが、374 人の受診となったため 230 千円を、また 19 節負担金補助金及び交付金が 50 人の人間ドッグ受診見込みに対しまして 34 人の受診となったため 711 千円を、それぞれ減額計上しました。

8 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目保険料等納付金につきましては、広域連合へ納付する保険料が減額となりましたので 1,178 千円を減額計上しました。

戻っていただいて歳入の 5 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目特別徴収保険料及び 2 目普通徴収保険料 1 節は、現年度分は県広域連合から通知があった金額で特別徴収保険料は 3,499 千円の減額、普通徴収保険料は 2,321 千円を追加計上しました。

6 ページをお願いします。6 款 5 項 4 目雑入につきましては、健康診査及び人間ドッグの受診料として全額広域連合から交付されますが、歳出で説明しましたとおり受診者の減により 941 千円を減額計上しました。

戻っていただいて 1 ページ 2 ページの第 1 表及び 3 ページ 4 ページの事項別明細書はこれまでの説明の積上げですので、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。ありませんか。

10 番議員、堀進一郎君。

○10 番（堀進一郎君）

38 号の 9 ページですね、保険給付費の療養諸費ですけども、これの 19 節。今回決算見込み額と

ということで 22,000 千円の減額ということで計上されておりますが、全体的をみまして最終的には 721,912 千円となっておりますけれども、こう毎年毎年療養費が上がっているなどやはり考えております。特に前年度の 25 年度の決算額と比べましても 30,000 千円程度今回の 26 年度も最終的には上がるのかなと判断されますけれども、やはりこういうふうにして医療費がかかっていくということになれば非常に地方財源的にも厳しい状況になるかなと思っております。そういうなかで、今後の対策あるいは課題等があったとするならば、何かあればご説明をちょっとお聞かせをお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

お尋ねの件は 9 ページの一般被保険者療養給付費ですか。

○——△——

はい。まず考えられることはですね、どんどん病院を替わるといいますか転院をするとか、その辺がモラルの問題というか、個人の自由ですのでなかなか一つの病院で何種類の病気の薬をいただくとかいうことで、どんどんどんどん医療費が上がっております。そういう関係の住民の被保険者の皆さんの意識をちょっと変えていただくというようなことも取り組みをしていかないといけなかなと思っております。それから勿論今やっております食生活の改善とか、あるいは里地区辺りとか橋の詰でやっています健康ウォーキングなど。あれは実際朝から運動するだけでも、そういう運動を続けることで長野県辺りは非常に療費等も下がっておりますので、そういう運動の展開をしようと考えております。

それから後発薬ですね、ジェネリックといいますが。今日の新聞にも載ってございましたけれども、約 600,000,000 千円の効果があると日本全国で 600,000,000 千円でございますので、長崎県でまだ 80,000 千円くらいしかまだ効果が出ておりません。ですからジェネリックの普及も今からどんどん展開をされていくものと思っておりますので、町民挙げての医療費の節減ということの考え方、そのへんで進めていこうと思っております。

○議長（後城一雄君）

他に、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 38 号、議案第 39 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号、議案第 39 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 38 号を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

これから議案第 39 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 39 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第 19 議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号））

○議長（後城一雄君）

日程第 19、議案第 40 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号））を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 40 号、平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 34,080 千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 824,341 千円とするものでございます。補正の内容は歳出では保険給付費を 76,580 千円減額をいたしまして、また決算見込みにより介護保険基金積立金として 42,500 千円を追加計上いたしております。

歳入では、国庫支出金 19,875 千円、支払基金交付金 22,209 千円、県支出金 11,447 千円、繰入金 11,811 千円をそれぞれ減額し、繰越金 31,262 千円を追加計上いたしております。詳細につきましては、町民福祉課長から説明をさせます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますよう宜しくお願いいたします。町民福祉課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民福祉課長。

○町民福祉課長（西坂孝良君）

それでは議案第 40 号、平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分説明をいたします。今回の予算につきましては、主に歳出の各事業を精査して実績を基に総じて減額を実施するものでございます。

それでは 11 ページの歳出をお願いいたします。2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費 19 節につきましては実績を基に精査して、平成 26 年度の額が確定しましたので 33,780 千円を減額計上しています。3 目地域密着型介護サービス給付費も同理由で、800 千円の減額でございます。それから 5 目施設介護サービス給付費 30,800 千円の減額でございます。それから 8 目居宅介護住宅改修費 200 千円の減額でございます。それから 9 目居宅介護サービス計画給付費 4,000 千円の減額でございます。

13 ページをお願いいたします。2 款 2 項 3 目地域密着型介護予防サービス給付費 19 節につきましても、実績を基に精査して平成 26 年度の額が確定したために 2,000 千円を減額計上をいたしております。それから 6 目介護予防住宅改修費につきましても同理由により 200 千円を減額計上しています。

14 ページをお願いいたします。2 款 4 項 1 目高額介護サービス費 19 節につきましても、実績を基に精査して額が確定しましたので 600 千円を減額計上いたしております。

15 ページをお願いいたします。2 款 6 項 1 目特定入所者介護サービス費 19 節につきまして、実績を基に精査して額の確定により 4,200 千円を減額計上をいたしております。

16 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金 25 節につきましては介護給付費等が減少傾向にありまして、後年の高齢者の増加等に対応するために余力があるうちに積立てを実施するもので 42,500 千円を積み立てております。

次に 5 ページに戻っていただき、歳入でございます。3 款 1 項 1 目国庫介護給付費負担金につきましては、歳出の方で額の最終確定を行って 13,442 千円の減額計上をいたしました。

6 ページをお願いいたします。3 款 2 項 1 目 1 節の調整交付金につきましては最終見込みで減額交付見込みとなりましたので 6,433 千円を減額計上しています。

7 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目支払基金からの介護給付費交付金につきましても、給付額の確定によりまして 22,209 千円を減額計上をいたしております。

8 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目県負担金の介護給付費負担金につきましても、額の確定により 11,447 千円を減額計上をいたしております。

9 ページをお願いいたします。7 款 1 項 1 目介護給付費繰入金でございますけれども、給付費の額の確定によって 9,573 千円、それから 4 目のその他一般会計繰入金につきましても同理由で、2,238 千円を減額計上いたしております。

10 ページをお願いいたします。8 款 1 項 1 目 1 節繰越金につきましては、今回補正の財源として前年度の繰越金を 31,262 千円を追加計上いたしました。

戻りまして 1 ページから 2 ページの第 1 表並びに 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、只今ご説明をいたしました補正の積上げですので説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

11 ページをお願いします。この中で介護サービス給付費が非常にこう 26 年度は減額をされておりました、特にこの 11 ページを見ますとデイサービスですね、いわゆる通所介護サービスが 18,000 千円、それと特養はちょっとあれですけど、老健いわゆるさざなみさんなんですけど、ここで 24,000 千円減額をされておりました、グループホームさんの方はそんなに減っていないんですけど、しかし老健さんあたりは聞くところによりますと、ある程度満床ということでそんなに空きもないんですけども。特にこういった減額をされた理由はどのようなものなのか。またデイサービスの利用者がこう非常に減っているのも良いことなんですけど、ちょっとその原因は何なのかこの辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

特に今私が気付いたのは、極端に言えば元気老人が増えたということなんです。それで今社協あたりもかなり定数割れがしておりますですね、しばらくは続くかなという期待感を持っています。そういうことで減ったんだろうと思っております。追加して課長からなにかあれば回答をお願いします。町民福祉課長。

○議長（後城一雄君）

町民福祉課長。

○町民福祉課長（西坂孝良君）

今町長が言われましたように高齢者の介護を使っておられる年代といたしますか後期高齢者の方、そちらの方の亡くなる方も多ということも一つの要因かと思っておりますし、それから今介護予防ということで始めていますよんなっせの、効果もあって表れているんじゃないかなと、デイサービスが少ないということはそのことかなというふうに考えております。今後もこの傾向が続けばいいなというふうに考えているところでございます。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

25 年度も約 20,000 千円の基金積み立て、26 年度も 40,000 千円、これで 60,000 千円以上の基金積み立てができる訳ですよ。最近にないこう良い成果というのかどうか分かりませんが、非常に良い傾向になっているんじゃないかというふうに思います。それで現在よんなっせあたりも以前は図書室の奥、現在は総合会館でされているんですけど、現在千綿の改善センターでここでも週 1 回されているんですけど、これをもう少し増やして欲しいというような要望もあるわけですけど、これに対してはどうお考えなのか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民福祉課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民福祉課長。

○町民福祉課長（西坂孝良君）

今言われましたように、今現在登録者数が正確に言えばちょっと覚えておりませんが約70人程の登録者になっているということでございます。かなり人数が増えてきております。千綿地区でもやって欲しいというような要望がありましたので、今のところ改善センターの一番奥の日本間のちょっと狭いところなんですけど、まだ人数が少ないんでそこで対応をやっているところなんですけど、今後も要望があれば増やしていきたいと思いつつも、先程言われるようにデイサービスの経営の方も厳しくなるというようなところで、その辺を十分見極めながら今後の検討課題ということで進めていきたいと思つちます。

○議長（後城一雄君）

他にございせんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

はい、これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思つちますが、ご異議ありせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第3号））は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第20 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度東彼杵町簡水道事業特別会計補正予算（第4号））

日程第21 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号））

日程第 22 議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））

日程第 23 議案第 44 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号））

○議長（後城一雄君）

日程第 20、議案第 41 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号））。日程第 21、議案第 42 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））。日程第 22、議案第 43 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））。日程第 23、議案第 44 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号））。以上 4 議案を一括して議題とします。本案について、提案理由の説明をそれぞれ求めます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 41 号、これは平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 10,054 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 421,028 千円とするものでございます。補正の内容といたしましては、歳出について一般管理費に 6,112 千円の基金積立金を追加計上いたしております。また実績減により給水費 6,000 千円建設改良費 3,186 千円、統合簡易水道事業 920 千円、彼杵簡易水道基幹改良事業 3,990 千円、千綿簡易水道基幹改良事業 2,070 千円をそれぞれ減額をしております。歳入では実績に伴い一般会計繰入金 8,554 千円、町債 1,500 千円を減額しております。平成 26 年度の最終予算額は 421,028 千円で対前年比 151.5%、253,628 千円の増となっております。詳細につきましては、水道課長から説明をさせます。

議案第 42 号、平成 26 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2,830 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 42,670 千円とするものでございます。補正の内容といたしまして、歳入歳出額の最終的な精査を行い、歳出については委託料等の実績減により、業務費 2,830 千円を減額計上しております。歳入につきましては歳出の減額に伴い、一般会計繰入金 2,830 千円を減額計上しております。平成 26 年度の最終予算額は 42,670 千円となり、対前年比 8.1%、3,200 千円の増となっております。詳細につきましては水道課長に説明をさせます。

次に議案 43 号でございます。平成 26 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,310 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7,890 千円とするものでございます。歳入歳出額の最終的な精査を行い、歳出については委託料等の実績減により業務費 1,310 千円を減額計上しております。歳入につきましては歳出の減額に伴い一般会計繰入金 1,310 千円を減額しております。平成 26 年度の最終予算額は 7,890 千円となり、対前年比 16%、1,090 千円の増となっております。詳細につきましても水道課長から

説明をさせます。

議案第 44 号、平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,710 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 352,725 千円とするものでございます。補正の内容といたしましては、歳入歳出予算額の最終的な精査を実施し、それに伴う歳入歳出補正を行っております。歳入の主なものは負担金 1,043 千円、使用料 2,952 千円をそれぞれ追加し、一般会計繰入金 5,705 千円を減額しております。歳出につきましては、業務費 1,310 千円、施設費 400 千円をそれぞれ減額しております。平成 26 年度の最終予算は 352,725 千円で、対前年比 16.6%、70,184 千円の減となっております。詳細につきましては、水道課長に説明をさせます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますよう宜しくお願いいたします。水道課長。

○議長（後城一雄君）

水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

それでは議案の説明をさせていただきます。議案第 41 号、簡易水道特別会計からお願いします。8 ページからお願いします。1 款 1 項 1 目の 25 節積立金は、余剰金について財政調整基金として 6,112 千円を追加計上しました。

9 ページをお願いします。1 款 2 項 1 目給水費の委託料から 18 節備品購入費まで実績精査により、6,000 千円を減額しています。

10 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目から 4 目事業区分別の各 15 節工事請負費につきまして、実績精査を合わせました合計額 10,166 千円の減額となっております。

次に歳入の 6 ページに戻っていただきます。7 款 1 項 1 目の一般会計繰入金につきましては、統合建設改良事業分・統合事業分・彼杵基幹改良事業分・千綿基幹事業分、合わせまして、8,554 千円の減額としております。

7 ページをお願いします。地方債の補正は、簡易水道における限度額を 9,600 千円としておりましたが、辺地債事業費の 11,100 千円と合わせて 1,500 千円の減額とするものであります。

戻りまして 1 ページから 2 ページ及び 4 ページから 5 ページにつきましては、補正の積上げとなっておりますので説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第 42 号に移らしていただきます。同じく議案の 6 ページをお願いします。1 款 2 項 1 目排水費の 11 節修繕費の実績・精査及び委託料は処理施設の実績精査につきまして減額を 2,830 千円行うものであります。

5 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目の一般会計繰入金であります。歳出の実績に合わせて 2,830 千円の減額計上であります。

戻りまして、1 ページから 4 ページは同じく補正の積上げですので説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第 43 号に移らしていただきます。同じく 6 ページをお願いします。1 款 2 項 1 目排水費につきまして 11 節の実績減、13 節委託料についても、実績精査と合わせまして 1,310 千円の減額となっております。

次に 5 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目の一般会計繰入金であります。排水費の実績精査

により 1, 310 千円の減額計上としております。

戻りまして、同じく 1 ページから 4 ページにつきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第 44 号に移らしていただきます。議案の 9 ページをお願いいたします。1 款 2 項 1 目排水費につきましては、修繕費と管渠施設修繕費、13 節委託料及び 15 節工事請負費の実績精査による 1, 310 千円の減額になります。

10 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目下水道建設費につきましては、職員手当実績精査により 400 千円の減額といたしました、給与明細については 11 ページをご覧ください。

5 ページをお願いします。歳入の 1 款 1 目 1 項下水道事業費負担金の現年分 975 千円、2 節滞納繰越金分 68 千円分をそれぞれ実績により追加計上しております。

6 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目使用料につきましては、収納実績により現年度分 2, 819 千円、2 節滞納繰越分 107 千円をそれぞれ実績により追加計上しております。

7 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目手数料は収納実績により、26 千円を追加計上しております。

8 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の差し引きにより 5, 705 千円の減額をしております。1 ページから 4 ページにおきましては、積上げの説明となりますので説明を省略させていただきます。4 会計の説明を以上で終わらせていただきます。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 41 号、議案第 42 号、議案第 43 号、議案第 44 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 41 号、議案第 42 号、議案第 43 号、議案第 44 号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 41 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 41 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号））は原案のとおり承認することに決定を

致しました。

これから議案第 42 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 42 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））は原案のとおり承認することに決定しました。

これから議案第 43 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 43 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））は原案のとおり承認することに決定しました。

これから議案第 44 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 44 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号））は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 24 報告第 2 号 専決処分の報告について（平似田太ノ浦線改良工事（2 工区）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）

○議長（後城一雄君）

日程第 24、報告第 2 号、専決処分の報告について（平似田太ノ浦線改良工事（2 工区）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）を議題とします。本案について説明を求めます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

報告第 2 号でございます。これは平似田太ノ浦線改良工事（2 工区）請負契約の変更に伴う請負金額の変更での専決処分でございます。変更の理由が平似田太ノ浦線改良工事（2 工区）契約額の変更でございます。契約変更の方法が随意契約になります。変更前の金額が 83,030,400 円ござ

います。変更後の契約金額が 84,092,040 円でございます。契約の相手方は、変更はございません。株式会社朽原建設、代表取締役朽原保でございます。詳細につきまして、建設課長から説明をさせていただきます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますよう宜しくお願いいたします。

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（下野慶計君）

補足してご説明いたします。添付しております平面図をご覧いただきたいと思います。工事場所は太ノ浦郷でございまして、図面右側の大野原周辺地区集会所前、町道宿太ノ浦線との三差路が事業区間の終点になります。施工延長は側点のNo.51 からNo.71+5 までの 405m で、当初と変わっておりません。

増額の理由は、今年 2 月 1 日から公共工事に用います設計業務単価の改定がなされておきまして、設計業務単価が上昇したことを受けて 2 月 1 日以降に契約を締結する工事の内、旧労務単価を適用しているものについては新しい労務単価を用いて算出される請負代金に契約変更をすることという特例措置が定められました。これによりまして、今年 2 月 25 日に契約をしております本工事につきましても、新労務単価を用いた変更を行うものでございます。工事完了は平成 28 年 1 月 29 日までを予定をしております。以上で補足説明を終わります。

○議長（後城一雄君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますのでこれで報告を終わります。

日程第 25 報告第 3 号 専決処分に関する報告について（事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて）

日程第 26 報告第 4 号 専決処分に関する報告について（事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて）

○議長（後城一雄君）

次に日程第 25、報告第 3 号、専決処分に関する報告について（事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて）、日程第 26、報告第 4 号、専決処分に関する報告について（事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて）、以上 2 件を一括議題とします。本案についてそれぞれ説明を求めます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

報告 3 号、これにつきましては事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて、これは相手方との和解及び損害賠償額を下記のとおり決定するものでございます。相手方が東彼杵町内の有限会社太陽タクシー代表取締役橋村千春。事故の概要が、平成 27 年 4 月 3 日午前 8 時 45 分頃、東彼杵町蔵本郷 1862 番地先、町道宿 7 号線において、町が強風により倒壊したカーブミラーの撤去及び運搬業務を行うに際し、その運搬途中のカーブミラーが相手方所有の自動車と接触したことに起

因いたしまして、損傷を与えたものでございます。損害賠償額等につきましては、別紙示談書のとおりでございます。相手方へ賠償金として21,600円の損害賠償額を支払うこととし、今後本件に関しては当事者双方何ら債権債務のないことを確認し、今後一切の請求を行わないことを誓約いたしまして和解をいたしております。

次に報告4号でございます。これにつきましては相手方が相良久美子。町内の方でございます。事故の概要、平成26年12月3日午前、東彼杵町菅無田郷746番地先、町道平山線において、アスファルト舗装面が沈下し、敷設してある側溝部との間に段差が発生したことに起因して相手方が転倒し、負傷したものでございます。損害賠償額等につきましては別紙示談書のとおりでございますが、相手方へ賠償金として168,005円の損害賠償額を支払うこととし、今後本件に関しては当事者双方何ら債権債務のないことを確認し、今後一切の請求を行わないことを誓約するという事で和解をいたしております。詳細につきましては、それぞれ総務課長から説明をさせます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますよう宜しくお願いいたします。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

補足説明をさせていただきます。今回町が義務を負う損害賠償1件500千円以下の案件の損害賠償が発生しまして、いずれも専決処分させていただきました。

まず報告第3号でございますけど、町長が報告したとおりでございます。4月3日に早朝8時45分頃に、雨が降っておりましたけども本町通りにあります某酒屋さんと某時計屋さんの間に両面ミラーが付いています。これが前の夜の強風に煽られまして根こ削ぎ倒れました。それを処理しようとした職員が3人行きましたけど、処理している途中に根元の方が道の真ん中の方に出たと思えますけど、その時点で海の方から国道に向かっているタクシーの車両が通過しました。そこに倒れたカーブミラーの脚がボディに当りまして約10cm程度の線傷が発生しまして、その修理代ということで、21,600円を賠償、町が負うという案件でございます。職員が不注意によりまして発生させた事件であります。今後こういうことが無いように職員注意していきたいと思っております。以上が報告第3号でございます。

次に報告第4号、これにつきましては、去年の12月3日午前中、相良久美子さん80歳の女性でございます。原付バイクを運転されて菅無田運動公園にゲートボールの練習に行く途中でございます。平山線これが新幹線の工事でダンプトラックが行き来する現場でございます。アスファルト部分が結構へこんでございまして、この道は真ん中の方に水路が通っておりまして水路の側溝と段が10cm弱ついてございまして、そこに原付バイク乗り上げまして転倒されました。それで左鎖骨を骨折されまして23日間入院されました。その期間を医療費等賠償するものでございまして、5対5で一応示談が成立されまして、5月15日示談書を結んだということで、示談を専決処分させていただきました。以上が2件の報告でございます。よろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

以上2件の説明が終わりましたが、報告事項でありますのでこれで報告を終わります。

議案配布のため、暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午後 15 時 56 分）

再 開（午後 15 時 58 分）

議案第 45 号 東彼杵町監査委員の選任について

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

只今町長から議案第 45 号、東彼杵町監査委員の選任についてが提出されました。これを日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに追加日程第 2 として議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 45 号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに追加日程第 2 として議題とすることに決定しました。

それでは日程第 1、議案第 45 号、東彼杵町監査委員の選任についてを議題とします。地方自治法第 117 条の規定により、岡田伊一郎君の退場を求めます。

○議長（後城一雄君）

事務局長に議案を朗読させます。

○事務局長（有川寿史君）

（局長朗読）

○議長（後城一雄君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 45 号、東彼杵町監査委員の選任について。只今ご紹介ありましたとおり、選任をするものの住所氏名等につきましては先程説明があったとおりでございます。岡田伊一郎議員につきましては、これまで行政経験が約 30 年、そして議員の経験が 2 期 8 年、今回 3 期目に入っておられる訳でございますけれども、識見を有しておられますので素晴らしい、特に議会事務局あるいは議会事務局長としても議会の関係も十分ご存知でございますし、それから町の事情あたりも熟知をされておりますので、是非適任かと思っております。任期満了ということで、これまで吉永議員には大変ご苦労かけましたけれども、改めて岡田議員を監査委員として選任するものでございます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますよう宜しくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。お諮りします。本案は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員

会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 45 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 45 号、東彼杵町監査委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。岡田伊一郎君の入場を許可します。

暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午後 16 時 01 分）

再 開（午後 16 時 02 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。岡田伊一郎君にお知らせをいたします。先程の東彼杵町監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

日程第 27 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（後城一雄君）

日程第 27、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。議会運営委員長から平成 28 年 3 月末日までに開会される定例会及び臨時会の議会運営等について、会議規則第 74 条の規定によりお手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査申出がっております。お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件は継続調査とすることに決定しました。

以上を持ちまして、本日の全日程を終了いたしました。選挙後初めての臨時会でありましたが、議会構成その他重要案件について大変熱心に慎重審議をしていただきありがとうございました。

会議を閉じます。平成 27 年第 2 回東彼杵町議会臨時会を閉会いたします。

散 会 (午後 16 時 03 分)

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 28年 5月 26日

議 長 後城 一雄

署名議員 口木 俊二

署名議員 吉永 秀俊